

# 告 示

## 埼玉県告示第百十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月十七日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 河川の名称

利根川水系忍川

### 二 指定する土地

#### 下忍調節池

右岸 行田市大字樋上字青柳五八六番一から

右岸 行田市大字堤根字青柳通三四番一までの区間で、別添図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（河川区域を除く。）

（別添図面省略）